

三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成29年3月27日 午後3時

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画の承認について
- 議第 2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更申請について
- 議第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
- 議第 6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて
- 議第 7号 三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について
- 議第 8号 農業委員会事務局職員の配置替について

報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 正副部会長会議の結果報告について
- 報第 3号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報第 4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について
- 報第 5号 農用地利用配分計画（案）の取下げについて
- 報第 6号 作付変更届について
- 報第 7号 農地法第3条の3第1項の届出について

出席委員 34名

- | | |
|----------------|----------------|
| 1番 渡 邊 一 英 委員 | 2番 村 山 佐喜雄 委員 |
| 3番 嘉 藤 太加雄 委員 | 4番 藤 田 吉 則 委員 |
| 5番 栗 原 一 郎 委員 | 6番 野 崎 文 夫 委員 |
| 7番 五十嵐 秀 一 委員 | 8番 蒲 澤 正 委員 |
| 9番 大 桃 伸 之 委員 | 10番 眞 野 薫 委員 |
| 11番 坂 井 良 雄 委員 | 12番 大 竹 正 信 委員 |
| 13番 原 正 利 委員 | 14番 羽 生 俊 昭 委員 |
| 15番 刈 屋 一 夫 委員 | 16番 佐 藤 満 委員 |
| 17番 捧 譽 委員 | 18番 内 山 清 委員 |
| 19番 佐 藤 裕 雄 委員 | 20番 村 井 善一郎 委員 |
| 21番 阿 部 新一郎 委員 | 22番 阿 部 眞佐雄 委員 |

23番	田邊	稔	委員	24番	阿部	銀次郎	委員
25番	清野	秀作	委員	26番	星野	英治	委員
27番	内山	敏雄	委員	28番	渡邊	勝夫	委員
29番	熊倉	睦	委員	30番	原田	勝	委員
31番	小林	茂宏	委員	32番	坂井	浩行	委員
33番	横山	一雄	委員	34番	廣川	哲也	委員

欠席委員 なし

職務のため出席した事務局職員

事務局長	清水	学
経営基盤係副参事	渡辺	正美
経営基盤係主任	高野	久美子
経営基盤係 一般任用主事	左居	香

午後3時00分 開会及び開議

(午後3時00分 三條新聞社傍聴)

議長(野崎会長)

それでは、時間になりましたので、定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

これより会議に入ります。

出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、出席34名、欠席ゼロ名で会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。9番、大桃伸之委員、28番、渡邊勝夫委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議第1号の審議に当たり、農業委員会等に関する法律第31条1項の規定に基づき、議事参与の制限により、議長を2番、村山佐喜雄会長代理に交代いたします。よろしくお願いいたします。

(会長 野崎文夫委員退席、会長代理 村山佐喜雄委員議長席に着く)

議長(村山会長代理)

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

なお、6番、野崎文夫委員、27番、内山敏雄委員、以上の委員は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いします。

(午後3時05分 6番野崎文夫委員、27番内山敏雄委員退席)

議長（村山会長代理）

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局（清水事務局長）

議第1号説明の前に、大変恐縮でございますが、議案の訂正のお願いと、あわせておわびを申し上げさせていただきます。

お手元に配付をさせていただきました三条市農業委員会総会議案正誤表をあわせてご覧ください。

最初に、17ページをお願いいたします。議第3号『事業計画変更申請について』の「土地」の表示部分の一番左側の欄の「番号」という表示が抜けておりました。また、「地番」の欄の「番」が抜けて表示をしておりました。以後のページ、24ページまで同様でございますので、訂正をお願いいたします。

次に、20ページをお願いいたします。93番であります、「譲渡人・貸付人」の欄に、「外2名」が抜けておりました。

また、21ページの96番、97番、98番、23ページの105番も同様に、「外何名」の記載が抜けておりました。正誤表に記載のとおりでございます。訂正をお願いいたします。

また、23ページの105番につきましては、小字名の「甲号」の「号」が抜けておりましたので、これも訂正をお願いいたします。

最後に、議案書35ページと正誤表の裏面をお願いいたします。報第5号『農用地利用配分計画（案）の取下げについて』の「取下げ事由」に誤りがありました。正しくは正誤表に記載のとおり「申請者の申出による」でありますので、訂正をお願いいたします。

訂正は以上であります。大変申しわけございませんでした。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』ご説明をいたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

1ページをご覧ください。今月の申請は3件で、合計面積1万3,521㎡であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただいた案件であります。

1091番は、白山新田地内の農地1筆、3,409㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり約〇〇万円であります。

1092番は、川通東町地内の農地1筆、7,961㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

1093番は、桑切地内の農地3筆、2,151㎡をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきましてご説明を申し上げます。

11ページをご覧ください。今月の申請は、新規設定16件、面積6万9,001㎡、再設定15件、面積4万5,903㎡、合計では31件、面積11万4,904㎡であ

ります。

それでは、戻りまして、2ページの1094番から順にご説明をいたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10a当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1094番から7ページの1109番までの16件は、相対でそれぞれ新規に利用権を設定するものであります。

1094番は、鶴田1丁目地内外の農地計11筆、9,623㎡、1095番は鶴田4丁目地内外の農地計22筆、2万2,310㎡、1096番は井栗1丁目地内の農地1筆、2,023㎡、1097番は笹岡地内の農地2筆、2,963㎡、4ページをお願いいたします。1098番は桑切地内の農地2筆、1,914㎡、1099番は濁沢地内の農地2筆、4,497㎡、1100番は森町地内の農地4筆、5,081㎡、1101番は荒沢地内の農地2筆、1,406㎡、1102番は同じく荒沢地内の農地2筆、641㎡、1103番は東鱈田地内の農地2筆、1,749㎡、1104番は中浦地内の農地5筆、2,599㎡、1105番は塚野目地内の農地1筆、1,937㎡、6ページをお願いいたします。1106番は大宮新田地内の農地3筆、4,025㎡、1107番は西中地内外の農地計6筆、1,734㎡、1108番は東鱈田地内外の農地計8筆、5,835㎡、1109番は上大浦地内の農地1筆、664㎡、以上16件は相対で新規にそれぞれ利用権を設定するものであります。

次の1110番から10ページの1124番までの15件につきましては再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

12ページをお願いいたします。988番は、1月の総会で再設定の承認議決をいただきましたが、利用権を設定する者が相続税の納税猶予を受けるため再設定を取り消し、先ほどご説明をいたしました1108番で改めて新規に利用権を設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会の調査をいただいておりますので、その結果を報告願います。

第2調査部会長は、私の隣に着席を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

それでは、第2調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第2調査部会では、3月24日午後3時から厚生福祉会館第1集会室におきまして、部会員と野崎会長、村山会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午後5時12分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、新規設定16件、再設定15件、所有権移転3件、合計件数34件、面積12万8,425㎡で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

なお、貸付人が相続税の納税猶予を受けることによる再設定の取り消し1件、面積5,835㎡がありました。

以上です。

議長（村山会長代理）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。なお、委員の質問等の発言については挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第1号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（村山会長代理）

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席をお願いします。

（午後3時16分 6番野崎文夫委員、27番内山敏雄委員着席）

議長（村山会長代理）

退席された委員に報告します。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、調査部会長の調査結果報告どおり承認することに決しました。

以上です。

それでは、議長を交代します。ありがとうございました。

（会長代理 村山佐喜雄委員退席、会長 野崎文夫委員議長席に着く）

議長（野崎会長）

どうもありがとうございました。

続きまして、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

なお、5番、栞原一郎委員は農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき、議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

（午後3時18分 5番栞原一郎委員退席）

議長（野崎会長）

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』ご説明をいたします。

16ページをご覧願います。今月の申請は7件で、合計面積5万5,531㎡であります。

13ページにお戻りを願います。74番は、栗林地内の農地1筆、105㎡を譲り受け人の要望により、売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約〇,〇〇〇万円であります。

75番は、井栗地内の農地1筆、1,013㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

76番は、鬼木新田地内の農地1筆、396㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

77番は、猪子場新田地内の農地3筆、491㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、売買により取得するものであります。価格は、10a当たり〇〇万円であります。

14ページをお願いいたします。78番は、棚鱗地内の農地2筆、495㎡を譲り受け人が譲り渡し人の要望により、贈与により取得するものであります。

79番は、鶴田地内外の農地計44筆、2万9,028㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

80番は、須戸新田地内の農地23筆、2万4,003㎡を譲り渡し人が経営の若返りで設定した使用貸借契約期間が満了するため、再設定するものであります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、売買によるもの4件、贈与によるもの1件、使用貸借によるもの2件、合計件数7件、面積5万5,531㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、下限面積などの許可要件を全て満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただい

ま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

退席委員の着席を願います。

(午後3時21分 5番栗原一郎委員着席)

議長(野崎会長)

退席された委員に報告します。

議第2号『農地法第3条第1項の規定による許可申請について』は、調査部会長の調査結果報告のとおり承認することに決しました。

議長(野崎会長)

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(清水事務局長)

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』ご説明をいたします。

17ページをご覧願います。今月の申請は2件で、合計面積4,957㎡であります。

30番、31番とも計画変更のみの申請であります。

30番は、大宮新田地内の農地2筆、3,900㎡を議第5号の93番で農地法第5条の許可申請がなされている南側隣接地3,884㎡と一体利用し、本社屋1棟、倉庫1棟及び駐車場11台並びに緑地帯、調整池、通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、金属工業団地入り口南側隣接で、北側の金属工業団地内の既存工場敷地周辺に用地が確保できないため、当該地に敷地拡張するもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

31番は、東本成寺地内外の農地計4筆、1,057㎡を議第5号の94番及び95番で農地法第5条の許可申請がなされている西側隣接地895㎡と一体利用し、駐車場65台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条市清掃センター北側900m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長(21番阿部新一郎委員)

議第3号『事業計画変更申請について』は、合計件数2件、面積4,957㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、

全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

19ページをご覧ください。今月の申請は5件で、合計面積1,772㎡であります。

18ページをお願いいたします。24番は、塚野目4丁目地内の農地1筆、168㎡を道路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、第二中学校東側400m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

25番は、下保内地内の農地1筆、287㎡を議第5号の102番で農地法第5条の許可申請がなされている北側隣接地190㎡と一体利用し、住宅1棟、駐車場4台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、保内公園北東300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

26番は、東鱈田地内の農地2筆、227㎡を車庫兼農機具格納庫1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、本成寺中学校南側400m付近で、500m以内に2つの教育施設があり、かつ申請地東側市道に水道、ガス管が埋設されていることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

27番は、渡前地内の農地1筆、268㎡を住宅1棟及び作業所1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、渡前大橋西側隣接地で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

28番は、渡前地内の農地2筆、822㎡を農作業所1棟、屋外作業所及び駐車スペース2台の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、渡前大橋東

側400m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第4号『農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数5件、面積1,772㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、県農業会議への諮問につきましては不要と判断しました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、許可することといたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』ご説明をいたします。

24ページをご覧ください。今月の申請は13件で、合計面積3万7,168.86㎡であります。

20ページへお戻りをお願いいたします。93番は、昨年7月の総会におきまして農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。大宮新田地内の農地6筆、3,884㎡を売買により取得し、議第3号の30番で説明させていただいた北側隣接地3,900㎡と一体利用し、本社屋1棟、倉庫1棟及び駐車場11台並びに緑地帯、調整池、通路の用地として利用したいものでございます。土地

の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、金属工業団地入り口南側隣接で、北側の金属工業団地内の既存工場敷地周辺に用地を確保できないため、当該地に敷地拡張するもので、農用地区分は第1種農地と判断されます。

94番及び95番は、東本成寺地内外の農地計5筆、895㎡を売買により取得し、議第3号の31番で説明させていただいた東側隣接地1,057㎡と一体利用し、駐車場65台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、三条市清掃センター北側900m付近で、都市計画用途地域の工業地域内にある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

96番は、新光町地内の農地2筆、1,910㎡を売買により取得し、宅地造成8区画及び道路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、裏館小学校北東200m付近で、都市計画用途地域の第1種低層住居専用地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

97番は、栗林地内の農地2筆、550㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟及びカーポート、通路の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、上林小学校北側隣接で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

98番は、西本成寺1丁目地内の農地5筆、626㎡を売買により取得し、宅地造成2区画及び貸し駐車場10台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、旧第一中学校南側450m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

99番は、直江町4丁目地内の農地6筆、1,312㎡を売買により取得し、西側既存駐車場3,620㎡と一体利用し、駐車場33台、大型車待機所及び旋回場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、国道8号、直江町3丁目交差点西側600m付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

22ページをお願いいたします。100番は、塚野目4丁目地内の農地1筆、661㎡を売買により取得し、住宅1棟、駐車場5台及び通路の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円あります。場所につきましては、第二中学校東側400m付近で、都市計画用途地域の第1種住居地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

101番は、中新地内の農地6筆、2,108㎡を売買により取得し、倉庫1棟及び通路、回転広場の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円あります。場所につきましては、大崎浄水場西側150m付近で、業務施設等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地

と判断されます。

102番は、下保内地内の農地1筆、190㎡を売買により取得し、議第4号の25番で農地法第4条の許可申請がなされている南側隣接地287㎡と一体利用し、住宅1棟、駐車場4台の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇万〇、〇〇〇円であります。場所につきましては、保内公園北東300m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

103番は、如法寺地内の農地1筆、145㎡を使用貸借権の設定により住宅1棟の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、市民球場南西700m付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

104番は、上須頃地内の農地1筆、429㎡を賃貸借権の設定により南側既存宅地等5,523.64㎡と一体利用し、貸し店舗1棟及び駐車場102台等の用地として利用したいものでございます。場所につきましては、三条大橋北詰北東200m付近で、都市計画用途地域の準工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断をされました。

105番は、平成27年7月の総会におきまして、私立高等学校の用地として農振農用地区域からの除外について、やむを得ないものとして認めた案件であります。その後、三条市に対して事業の実施が困難になったとの申し出があり、三条市で農用地区域への編入も含め、地域にとってふさわしい土地利用を検討した結果、今回の申請に至ったものであります。

帯織地内外の農地計22筆、2万4,458.86㎡を売買により取得し、東側既存宅地8,580.10㎡と一体利用し、宅地造成89区画、調整池、道路、公園の用地として利用したいものでございます。土地の売買価格は、1㎡当たり約〇、〇〇〇円あります。場所につきましては、帯織駅北側200m付近で、300m以内に駅がある農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第5号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数13件、面積3万7,168.86㎡で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、93番及び105番を除き、県農業会議への諮問につきましては不要と判断し

ました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言をお願いします。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、94番から104番の案件、合計11件については許可することとし、93番及び105番の案件、合計2件については県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（野崎会長）

続きまして、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』ご説明をいたします。

25ページをご覧ください。農家の相続には、複数の相続人への遺産分割による農地の細分化や相続税の負担に伴う経営の圧迫など、大きな問題があるところがございます。このため、相続による農地の細分化を防止するとともに、農業後継者の育成、農業経営の継続を図るため、農地についての相続税納税猶予制度の特例措置が設けられているところがございます。

農業相続人が農業を営んでいた被相続人から相続、または遺贈により農地を取得して、みずから農業を営む場合、または一定の貸し付けにより農地としての利用が確保される場合には、相続税の期限内申告書の提出により納付すべき相続税のうち、一定の要件のもと納税が猶予されることとなっております。

この相続税の納税猶予の特例を受けようとする場合には、農業委員会の適格者証明が必要となります。農業委員会で証明書の発行を受けた後、税務署で特例を受けるための申告を行うこととなります。

このたび租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、農地等について相続税の納税猶予を受けるため証明願の提出があったので、ご審議をお願いするものでございます。

被相続人は、平成28年6月24日に死亡されました。法定相続人が1人であったため、遺産分割協議書の作成はありませんでした。

農地の相続面積は田2,025㎡、今回の相続税の納税猶予に関する適格者証明願が出された農地は2,025㎡であります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会の調査結果を報告を願います。

21番、阿部新一郎委員。

第2調査部会長（21番阿部新一郎委員）

議第6号『相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、被相続人がこれまで農業を営んでいた実績があること、特例の対象となる農地が農業を営んでいた被相続人から相続により取得した農地であり、相続人は相続により取得した農地を相続税の申告期限前に特定貸し付けを行っていること、現地確認の上、全ての農地が適正に管理されていることから、適格者証明は適当と考えます。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり、適格者として証明を与えるにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長は、自席へお戻りください。大変ご苦労さまでした。

議長（野崎会長）

続きまして、議第7号『三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（清水事務局長）

それでは、議第7号『三条市食育推進及び農業振興審議会委員の推薦について』ご説明をいたします。

本日配付をさせていただきました議第7号参考をご覧くださいと思います。

本審議会は、三条市における食育の推進と農業の振興に関する基本的事項及び重要事項の調査及び審議をするため、設置された組織であります。

現在2番、村山委員に審議会委員になっていただいているところではありますが、任期が本年4月30日に満了になることから、新たに委員1名の推薦依頼が参っているところでございます。任期は2年間でございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

三条市食育推進及び農業振興審議会委員1名については、いかが取り計らったらよいか、休憩して、自由な意見の交換をお願いしたいと思います。

しばらくの間、休憩いたします。

（午後3時49分から午後3時50分まで休憩）

議長（野崎会長）

それでは、会議を再開いたします。

休憩中の意見交換に基づき、議長一任という、事務局一任という声が出ておりますので、村山佐喜雄会長代理委員が留任することで異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

異議ないものと認め、2番、村山佐喜雄委員を推薦しますので、よろしく願いいたします。

議長（野崎会長）

それでは、追加議案の日程についてお諮りしたいと思います。

お諮りします。議第8号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議事日程に追加したいと存じますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長） それでは、異議なしという発言がございますので、議第8号を追加の議案といたします。

（議案配付）

議長（野崎会長） それぞれ資料、配付されましたでしょうか。

（「はい」の声あり。）

議長（野崎会長） それでは、議第8号の審議に入る前に、事務局職員全員の退室をお願いいたします。

（事務局職員退席）

議長（野崎会長）

それでは、議第8号『農業委員会事務局職員の配置替について』を議題といたします。

平成29年4月1日付の「農業委員会事務局職員の配置替について」で、三条市長から下記のとおり協議があったので、農業委員会等に関する法律26条第3項の規定により承認を求めます。

配置がえにより農業委員会事務局職員の職を解く者。主任、高橋雅子。

配置がえにより農業委員会事務局職員として任用する者。主任、小熊美栄子。主任、長谷川義隆。

以上です。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言が無いようですので、お諮りをいたします。議第8号につきましては、ただいま提案申し上げましたとお承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、異議ないものと認めます。

しばらく休憩に入りたいと思います。

(午後3時54分から午後3時55分まで休憩)

議長(野崎会長)

休憩を閉じ、再開をいたします。

議長(野崎会長)

以上、議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

議長(野崎会長)

それでは、報第2号『正副部会長会議の結果報告について』、事務局より報告を願います。

事務局(清水事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報第2号『正副部会長会議の結果報告について』を終了します。

議長(野崎会長)

続きまして、報第3号から報第7号まで、続けて事務局より報告願います。

事務局(清水事務局長)

(別添報告書により説明)

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたらご発言をいただきたいと思います。

ご発言が無いようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

来月の調査部会開催案内をお願いいたします。

第3調査部会長、4番、藤田吉則委員。

第3調査部会長（4番藤田吉則委員）

4番、藤田です。来月は、第3調査部会の当番でございます。4月25日午前9時から厚生会館第2集会室で会議を開催いたします。関係委員は、ご出席をお願いいたします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午後3時58分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（ 9 番）

議事録署名委員（28 番）
